

マイナンバーカードを健康保険証として利用できます

国が導入をすすめております、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「オンライン資格確認」を導入いたしました。

これに伴いまして、当院においてもマイナンバーカードを健康保険証として利用できます。

なお、現在お持ちの健康保険証でも、これまでどおり受診することができます。

よくあるお問い合わせ

問 1.現在持っている健康保険証では受診できなくなるのでしょうか。

答 1.現在お持ちの健康保険証でもこれまでどおり受診できます。

問 2. 福祉医療費受給資格証や特定医療費（指定難病）受給者証等の受給者証もオンライン資格確認ができますか。

答 2. 福祉医療費受給資格証や特定医療費（指定難病）受給者証等の受給者証はオンライン資格確認の対象ではありませんので、これまでどおり窓口で提示をお願いいたします。

問 3.マイナンバーカードを健康保険証として利用するには手続きが必要ですか。

答 3.マイナンバーカードを健康保険証として利用するには、あらかじめ患者さんがマイナポータル(<https://myna.go.jp>)で保険証利用の申し込みをするか、オンライン資格確認を実施している医療機関の顔認証付カードリーダーにおいて利用登録をすることができます。

問 4.マイナンバーカードに健康保険や診療の情報が記録されるのでしょうか。

答 4.マイナンバーカード自体に健康保険や診療の情報は記録されません。マイナンバーカードの IC チップに記録されている電子証明書を利用し、オンラインにて有効資格の確認を行います。